第１項の表１２０の項を次のように改める。

120	削除

三十六　平成二十一年総務省告示第四百号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の１部を次のように改正する。

第四項の表１の項中「北緯42度38分16秒東経141度39分35秒」を「北緯42度38分16秒東経141度39分37秒」に改める。

三十七　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の１部を次のように改正する。

第１項の表五四の項を次のように改める。

54	削除

第１項の表九の項中「北緯34度43分09秒東経137度43分30秒」を「北緯34度43分09秒東経137度43分31秒」に改め、同表１０の項中「北緯34度40分27秒東経137度45分51秒」を「北緯34度40分27秒東経137度45分52秒」に改める。

三十八　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の１部を次のように改正する。

第１項の表六〇の項を次のように改める。

60	削除

三十九　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の１部を次のように改正する。

第１項の表１１の項中「北緯43度06分35秒東経141度32分54秒」を「北緯43度06分37秒東経141度32分55秒」に改め、同表１０の項中「北緯43度33分23秒東経141度54分31秒」を「北緯43度33分21秒東経141度54分30秒」に改める。

第三項の表１の項中「(40.50)」を「(60.00)」に、「(607.50)」を「(607.80)」に、「北緯41度48分05秒東経140度44分51秒」を「北緯41度47分46秒東経140度45分07秒」に改める。

第四項の表四１１の項中「(261.00)」を「(264.50)」に、「北緯34度53分38秒東経133度42分25秒」を「北緯34度53分37秒東経133度42分25秒」に、「北緯34度30分53秒東経133度47分15秒」を「北緯34度30分50秒東経133度47分16秒」に改める。

四十　平成二十三年総務省告示第五百四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の１部を次のように改正する。

第１項の表１の項中「北緯36度25分40秒東経139度02分21秒」を「北緯36度25分41秒東経139度02分21秒」に改める。

四十一　平成二十四年総務省告示第六十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の１部を次のように改正する。

第１項の表１の項中「(61.45)」を「(60.11)」に、「(850.70)」を「(849.59)」に改め、同表三の項中「北緯33度48分20秒東経132度45分33秒」を「北緯33度48分20秒東経132度45分32秒」に改める。

四十二　平成二十四年総務省告示第二百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の１部を次のように改正する。

第１項の表１四の項中「(248.00)」を「(261.00)」に、「北緯33度24分35秒東経131度19分08秒」を「北緯33度24分35秒東経131度19分20秒」に改める。

四十三　平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の１部を次のように改正する。

第１項の表１０の項中「(52.10)」を「(59.10)」に改める。

四十四　平成二十五年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の１部を次のように改正する。

第１項の表１１の項中「北緯33度33分20秒東経133度32分13秒」を「北緯33度33分32秒東経133度32分03秒」に、「北緯33度31分32秒東経133度30分58秒」を「北緯33度31分34秒東経133度30分59秒」に改める。

第四項の表１５の項中「(269.20)」を「(264.50)」に、「北緯34度30分31秒東経133度47分19秒」を「北緯34度30分29秒東経133度47分20秒」に、「北緯34度29分58秒東経133度47分24秒」を「北緯34度30分00秒東経133度47分24秒」に、「北緯34度29分47秒東経133度47分26秒」を「北緯34度29分48秒東経133度47分26秒」に、「北緯34度27分01秒東経133度47分52秒」を「北緯34度27分05秒東経133度47分52秒」に改め、同表１６の項中「(82.10)」を「(77.10)」に、「北緯34度27分22秒東経133度47分14秒」を「北緯34度27分20秒東経133度47分17秒」に、「北緯34度27分02秒東経133度47分47秒」を「北緯34度27分03秒東経133度47分46秒」に改める。

四十五　平成二十五年総務省告示第三百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の１部を次のように改正する。

第１項の表１９の項を次のように改める。

19	削除

第１項の表１１の項及び１３の項を次のように改める。

22	削除
23	削除

第三項の表１６の項中「(922.00)」を「(918.00)」に改める。

四十六　平成二十五年総務省告示第四百六十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の１部を次のように改正する。

第１項の表１８の項を次のように改める。

18	削除

第１項の表１０の項を次のように改める。

20	削除

第１項の表１１の項を次のように改める。

22	削除

第１項の表三１の項を次のように改める。

31	削除

第１項の表四〇の項を次のように改める。

40	削除